## 訪問型サービス(従前相当型):サービスコード表 【身体介助が必要な方へのサービス】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目	り一こへ内谷昭初	异化坝口		百队甲位数	异疋甲12 
A2	1111	訪問型サービス I	イ 訪問型   事業対象者・要支援1・2   (週1回程度)		1,176	1月につき
A2	2111	訪問型サービスI日割	(従前相当) 事業対象者·要支援1·2 (週1回程度)		39	1日につき
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型 事業対象者・要支援1・2 サービス費 (週2回程度)		2,349	1月につき
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割	(従前相当) 事業対象者·要支援1·2 (週2回程度)		77	1日につき
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型 事業対象者・要支援2 サービス費 (週2回を超える程度)		3,727	1月につき
A2	2321	訪問型サービス皿日割	(従前相当) 事業対象者・要支援2 (Ⅲ) (週2回を超える程度)		123	1日につき
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		1月につき
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	—特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割	기·17 / 기·1년·첫 / 미·후	所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	<ul><li>一中山間地域等における小規模事業所加算</li></ul>	所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	中田间地域寺にのける小城侯争未が加昇	所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	<ul><li>一中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</li></ul>	所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割	T山田地域寺に泊住する古、Wグラ ころ延庆加昇	所定単位数の5%加算		1日につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算 I	リ生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I) 100単位加算	100	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	7 エロ版化四工建物加昇	(2)生活機能向上連携加算(II) 200単位加算	200	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算 I		(1)介護職員処遇改善加算(I)所定単位数の137/1000 加算		- 1月につき -
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算 Ⅱ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算皿		(3)介護職員処遇改善加算(皿) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算 I		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算 Ⅱ	7/2 月 吱辆兵行足发趋以音加弃	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ支援加算	所定単位数の24/1000 加算		

1